

令和7年第3回矢掛町議会第2回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和7年6月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （閉会） 午前 9時51分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 町 長 山 岡 敦         | 副 町 長 山 縣 幸 洋       |
| 教 育 長 山 部 英 之     | 総務防災課長 稲 田 欽 也      |
| 企 画 課 長 平 井 勝 志   | 財 政 課 長 松 嶋 良 治     |
| 町 民 課 長 佐 藤 澄 江   | 税 務 課 長 守 屋 裕 文     |
| 健康推進課長 小 川 公 一    | こどもみらい課長 楠 木 貴 子    |
| 産業観光課長 池 田 敏 之    | 建 設 課 長 渡 邊 孝 一     |
| 上下水道課長 丹 下 裕 之    | 教 育 課 長 西 山 弘 之     |
| 会 計 管 理 者 松 嶋 良 治 | 建設課・教育課参事 黒 瀬 純 一   |
| 病 院 事 務 長 坪 田 芳 隆 | 介護老人保健施設事務長 小 出 優 子 |
| 総務防災課長代理 立 川 人 士  | 財 政 課 主 幹 小 出 健 司   |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第46号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定  
 について

議案第47号 矢掛町予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について

議案第 48 号 令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 49 号 令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

陳情第 2 号 国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める国への意見書の提出を求める陳情

日程第 2 総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。今月2日の本会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、福祉介護課長より、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 委員長報告 議案第46号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定  
について

議案第47号 矢掛町予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について

議案第48号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

議案第49号 令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

陳情第2号 国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める国への意見書の提出を求める陳情

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1、議案第46号から議案第49号までと陳情第2号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る2日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは、総務文教常任委員長、石井信行君お願いいたします。石井君。

**○8番（石井信行君）** 6月2日に本委員会に付託されました条例制定案件は、議案第46号、矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定についての1件でした。

以下、審査概要を御報告いたします。執行部からは、特段の補足説明はなく、質疑を行いました。

「空調設備の設置時期は」という問いに対して、「工期としては12月10日頃を予定している。完成後すぐに共有できるよう今定例会への上程となっている。さらに、施行日を規則で定めることとすることとできる限り早く対応できるようにしている」という答弁。

お尋ね「施設使用料が増額となる案だが、スポーツ少年団への減免はどうなるのか」、答弁として「スポーツ少年団は、施設使用料は免除となっている」。

問いとして「備考欄にトレーニングルーム、ミーティングルームは、施設使用料に空調設備使用料を含む規定にしているのがなぜか。年間を通して必ずしも空調を使うとは限らないのではないか」という問いに対して「健康増進施設として、昨今の猛暑を考慮すると安全確保の観点から運動時での空調の使用は必須と考えている。また、トレーニングルームは複数の使用者が同時に使用するケースも想定しており、空調利用・不利用を使用者ごとに区切ることとはできない。この2点から、空調設備を基本インフラとして設置施設使用料に含めることとした」さらに、「夏季冬季など期間ごとの使用料設定も検討したが、年により大きく状況が異なるため、規定しにくいという判断でこのようになった」という答弁。

さらに、お尋ねとして、「夏場は非常に熱がこもる部屋だ。例えば換気した上で空調設備を使用するほうが効率が良いのではないか。この空調設備の運用方法について使用する団体と申し合わせ事項を定めるなど予定があるか。現場が混乱しないようにある程度のルール化が必要と考えるが、執行部の見解は

どうか」それに対する答えは、「具体的な運用方法や使用ルールなどこれから検討する。御意見を参考にさせていただく。トレーニングルームについては、柔道場と卓球台を設置しているエリアの間に遮熱カーテンを設置する予定である」という答弁がありました。

ほかに質疑が無く、討論に移りました。討論では、「町民要望に対して早期の対応、当該施設は災害時には避難所になる。町民にとって非常に有益であるので、この議案に賛成する」という討論がありました。

ほかに討論は無く、採決を行った結果、委員会の審査としては全会一致でこの議案を了としました。

以上が、議案第 46 号、矢掛町 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例制定についての審査概要です。不足の点がありましたら、他の委員からの補足をお願いすることとし、総務文教常任委員会委員長報告を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続いて、産業福祉常任委員長、田中輝夫君お願いいたします。田中君。

**○5 番（田中輝夫君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る 6 月 2 日の本会議において産業福祉常任委員会に付託を受けました矢掛町予防接種健康被害調査委員会設置条例制定と国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める国への意見書の提出を求める陳情の 2 件について、6 月 3 日に付託案件審査のため産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと、副町長、関係課長の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

内容につきましては会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

議案第 47 号、矢掛町予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について、今まで要綱による運用だったが、委員会開催の実績と本委員会設置条例の趣旨の質疑に対し、「今までは開催すべき案件が発生していない。本町で実施する予防接種を受けた者で、予防接種に起因すると思われる重大な健康被害が生じた場合に委員会で審議調査を行い、適正な自己処理を図ることを目的としたもの。国に予防接種健康被害救済制度があるが、制度利用には疾病障害認定審査会による審査を受ける必要がある。当該委員会において因果関係についての意見書を添え、国に申請することになっている」、委員構成の詳細についての質疑には「町から副町長、矢掛病院病院長の 2 名、備中保健所から所長 1 名、笠岡医師会より医師 2 名を想定している」、委員報酬の根拠についての質疑には「介護認定審査会における医師報酬額を参考に 1 万 4,000 円としている。同じ笠岡医師会からの出席ということで、笠岡市の同委員会報酬額にそろえている」など質疑応答を行いました。

討論は無く、採決に移り、原案に賛成の者の起立を求めると、全員起立し、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

陳情第 2 号、国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める国への意見書の提出を求める陳情については、本案件については持参による陳情であるため質疑応答は無く、直ちに討論に入りました。

健康保険は、管理者負担によるところが大きい。国民健康保険加入者の 4 割弱にして、国費が 4 兆円前後、協会けんぽにしても 1 兆円を超える国費。大規模組合健保の場合ではそれより若干低い。本陳情のように、国民健康保険について国の負担分を増額させるとなると、さらに格差が広がって、平等性から見て疑問が残る。加入者にとっては負担金が少なくなるが、国費負担分は当然税の投入となり、被保険者以外の負担にもつながっていく、そういった点でも平等性に欠けると考えている。それと、75 歳まで働く方が多く、75 歳になれば後期高齢者医療の対象となる。国保加入者のみ考慮し、国費を投入するとなれば他の制度とのバランスが懸念される。国庫負担の増額は平等性に欠ける、現役世代が支えてい

く必要があるなどの討論意見がありました。

採決に移り、本陳情に賛成する者の起立を求めると起立する者無く、審査の結果、陳情第2号は全会一致で不採択といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託された案件の審査結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 続いて、予算決算常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

**○6番（原田秀史君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る6月2日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました2議案につきまして、6月4日、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと副町長、教育長のほか関係職員から説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

質疑応答の詳細は会議録を御覧いただくとし、その審査概要と結果について、御報告いたします。

まず、議案第48号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）についての審査におきまして、農林水産業費では、かんがい排水費の測量設計委託料の計上理由及び工事内容、また、林道改良費の積算委託料の詳細。土木費では、道路新設改良費の事業費が補正への計上になった経緯。商工費では、観光費の施設補修工事費、備品購入費の補正への計上の経緯。総務費では、一般管理費のうち公会堂備品整備補助金の補助対象及び備品の運用面での取扱い、制度の周知方法、また、職員体験型人材育成研修費の研修内容。教育費では、学校管理費のうち中学校への体育館空調設備整備工事による設備の設置時期及びエアコン寄附の経緯について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第49号、令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）についての審査では、購入予定の給水車の職員対応や減価償却についての質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告といたします。

**○議長（浅野 毅君）** それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第46号及び議案第47号までの条例制定及び一部改正案件2件、議案第48号及び議案第49号の補正予算案件2件、陳情第2号の陳情1件を合わせて計5件について、委員長報告は、これを可とする又は不採択とするものでありましたので、それぞれの委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、議案第46号、矢掛町B&G海洋センター条例

の一部を改正する条例制定について、議案第 47 号、矢掛町予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について、議案第 48 号、令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について、議案第 49 号、令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。また、陳情第 2 号、国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める国への意見書の提出を求める陳情は、不採択とすることに決しました。

~~~~~

日程第 2 総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

○議長（浅野 毅君） 日程第 2、総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長から会議規則第 74 条の規定により、お手許にお配りしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。会議規則第 7 条の規定により、本日をもって第 3 回矢掛町議会第 2 回定例会を閉会といたします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、第 3 回矢掛町議会第 2 回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和 7 年第 3 回矢掛町議会第 2 回定例会につきましては、9 日間の会期でありましたが、上程いたしました計 11 議案につきまして、それぞれ原案のとおり決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分に検討させていただきたいと存じます。また、決定いただきました予算等も含めまして、本年度計画しております事業を速やかに、そして着実に実施し、町民の皆様に寄り添った満足度の高いまちづくりを目指して取り組んでまいります。

先日、総務省から公表されました 2024 年の人口移動報告において、矢掛町は 2023 年に続き、転入者が転出者を上回る転入超過を記録いたしました。転入超過となったのは、岡山県内では県下 27 市町村のうち 4 か所のみであり、これもひとえに町民の皆様、そして議員の皆様の御理解・御協力の下進めております本町のまちづくりが高く評価されたものと、非常にうれしく、また、光栄に存じております。皆様には引き続き、御意見や御提言、そして御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

す。

最後になりましたが、これから梅雨の時期を迎え、その後には本格的な暑さを迎えることとなります。議員の皆様、町民の皆様におかれましては、どうぞ、お体を大切にされ、健康でお過ごしくださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後 10 時 5 分から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前 9 時 5 1 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和      年      月      日

矢掛町議会 議長

矢掛町議会 議員

矢掛町議会 議員